

**2022年度  
高等教育修学支援制度の  
申請をご検討されている方へ**

# もくじ

高等教育修学支援制度とは？	p3
対象者は？	p3
申請手続きについて	p4
月々の給付金額	p4
減免額について	p5
減免前の学費等を納入済みの場合	p5
2022年度学費等納入金を未納の場合	p6
毎年10月の支援区分見直しについて	p6

# 高等教育修学支援制度とは？

2020年度から開始された国の新しい支援制度で、経済的な理由で大学進学や学びの継続をあきらめることの無いよう、

- ・授業料と入学金の免除または減額（授業料等減免）
- ・給付型奨学金の支給

の2つの支援からなる、意欲のある学生を支援する国の新制度です。

## 対象者は？

- ・世帯収入や資産の要件を満たしていること
- ・学ぶ意欲のある学生であること

ご自身が対象になるかを知るためには、以下のシミュレーターよりご確認ください。（生計維持者は原則2名となります）

進学資金シミュレーター（JASSO）：

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

# 申請手続きについて

国の高等教育修学支援制度へ申請を希望する場合、まずは日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金に申込み必要があります。大学ホームページより申請手順を確認し、手続きを進めてください。

## 月々の給付金額

採用された区分や通学形態により給付月額が異なります。

採用区分	自宅外通学	自宅通学
第Ⅰ区分	75,800円	38,300円
第Ⅱ区分	50,600円	25,600円
第Ⅲ区分	25,300円	12,800円

「自宅外通学」の月額を選択する場合は、「通学形態変更届」と併せて自宅外通学であるということの証明書類の提出が必要です。

# 減免額について

採用された区分や所属する学科・学年により減免額は異なります。

採用区分	授業料	入学金
第Ⅰ区分	700,000円	200,000円
第Ⅱ区分	466,700円	133,400円
第Ⅲ区分	233,400円	66,700円

上記は目安の金額です。実際の納付額は学費等納入通知書の送付をもってお知らせいたします。

## 減免前の学費等を納入済みの場合

本支援制度の採用が確定後、既に納付いただいている授業料・入学金に対する減免額を還付いたします。

学期区分	還付時期
前期分に対する還付	8月末頃
後期分に対する還付	1月末頃

JASSO給付奨学金申請時に還付先の口座情報をご提出ください。  
毎年10月頃、前年度の所得を基に支援区分を見直すため、還付は前期・後期に分けて行います。

# 2022年度学費等納入金を未納の場合

申請書類と併せて「高等教育修学支援制度に係る学費等特別延納願」を学生センターへ提出し、延納を願い出てください。審査の結果、授業料等の減免が確定した方には、結果が反映された学費等納入通知書を改めて発送いたしますので、そちらを利用して学費等納入金を納入してください。

## 毎年10月の支援区分見直しについて

毎年10月頃、JASSOにおいて前年度の所得状況により「支援の見直し（適格認定）」が行われます。その結果、支援区分が変更になり10月以降の1年間の授業料減免額や給付月額が変更になる可能性があります。

そのため10月以降の学費等納入通知書は新たな支援区分が確定した10月下旬に発送いたします。（既に納入いただいている場合の還付時期は1月末を予定しています）